



鳥取県公報

平成 19 年 6 月 5 日 (火)
号外第 95 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則
(60) (産業開発課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県知的財産マネジメント委員会（以下「委員会」という。）は、県が保有する知的財産権に関し必要な検討を行うこととされている。
- (2) 委員会における検討内容が効果的に活用されている現状にかんがみ、委員会において、県が設立した地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）が保有する知的財産権についても必要な検討を行うことができるよう所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 委員会は、地方独立行政法人から要請があった場合には、当該地方独立行政法人が保有する知的財産権に関し必要な検討を行うことができるものとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則（平成18年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(委員会の設置) 第13条 略 2 略 3 <u>前項に掲げるもののほか、委員会は、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）から要請があった場合には、当該地方独立行政法人が保有する知的財産権に関し必要な検討を行うことができる。</u>	(委員会の設置) 第13条 略 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。